

我孫子都市計画天王台土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

我孫子都市計画天王台土地区画整理事業施行規程（昭和36年条例第19号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（我孫子市特別会計条例の一部改正）

2 我孫子市特別会計条例（昭和62年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 我孫子市土地区画整理事業特別会計 土地区画整理事業</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p>